



様式第 26 号 (第 13 条関係)

土浦市指令第 586 号

土浦市一般廃棄物処理業許可証

住 所 結城市大字結城 7 1 8 8 番地  
氏 名 株式会社 結南クリーンセンター  
代表取締役 宮田 健治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

令和 4 年 3 月 25 日

土浦市長 安藤 真理子



許 可 番 号	第 6 7 号
営業所の所在地	結城市大字結城 7 1 8 8 番地
営業所の名称	株式会社 結南クリーンセンター
取扱廃棄物	一般廃棄物 (生ごみ)
事業の範囲	収集及び運搬
営業区域	土浦市大畑 1 6 1 1 番地 1 (株)エコス 新治 S C 店 土浦市神立町 6 8 2 番地 4 (株)やまうち 神立店 土浦市真鍋新町 1 6 5 1 番地 1 丸亀製麺土浦店
許可期間	令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び土浦市 廃棄物の処理及び再利用に関する条例等関係法令 を遵守すること。 2 搬入場所: 下妻市大字黒駒 1 0 8 4 番地 1 株式会社 むかしの堆肥 下妻堆肥 センター 3 市長の指示に従うこと。